

パブリックコメント
閲覧用

おごおりしたぶんかきょうせいすいしんぷらん
小郡市多文化共生推進プラン（案）

絵画コンクール
作品

2021（令和3）年 月

もくじ
目次

たぶん かきょうせいすいしんぷらん さくてい
多文化共生推進プラン策定にあたって

1 けいかく しゅし
計画の趣旨 3

2 けいかく まかん
計画の期間 4

おごおりし げんじょう
小郡市の現状

1 がいこくじんしみん じんこう すい
外国人市民の人口の推移 4

2 がいこくじんしみん しゅっしんこくひりつ れいわ ねん がつついたちじてん
外国人市民の出身国比率（2021（令和3）年8月1日時点） 5

3 がいこくじんしみん ざいりゅうしかくひりつ れいわ ねん がつついたちじてん
外国人市民の在留資格比率（2021（令和3）年8月1日時点） 5

4 あんけーとちようさけつか がいよう
アンケート調査結果の概要

① がいこくじんしみん あんけーとちようさけつか がいよう
外国人市民アンケート調査結果の概要 6

② にほんじんしみん あんけーとちようさけつか がいよう
日本人市民アンケート調査結果の概要 6

③ くちょう あんけーとちようさけつか がいよう
区長アンケート調査結果の概要 6

けいかく ないよう
計画の内容

1 めざ しょうらいぞう けいかく たいけい
目指す将来像と計画の体系

① めざ しょうらいぞう
目指す将来像 7

② けいかく たいけい
計画の体系 7

2 具体的な施策

① コミュニケーションでつながるまちづくり

- (1) 分かりやすい言語による情報提供の充実 8
- (2) 地域活動への参画の促進 10
- (3) 語学・文化の学習機会の充実 11

② すべての市民が安全に安心して生活できるまちづくり

- (1) 生活情報の充実と支援 12
- (2) 子育て・教育における支援 14

③ 多様な文化を生かした魅力的なまちづくり

- (1) 交流の機会の創出 15
- (2) 多文化共生に対する意識啓発 16

3 多文化共生推進プランの推進体制 17

資料

1 アンケート調査結果

- ① 外国人市民アンケート調査 18
- ② 日本人市民アンケート調査 25
- ③ 区長アンケート調査 29

2 関係機関からの意見聴取 33

3 在留資格一覧 34

多文化共生推進プラン策定にあたって

1 計画の趣旨

国は、都道府県と市区町村に対し、地域の実情を踏まえた多文化共生の推進に係る指針・計画の策定を促すため、2006（平成18）年3月に「地域における多文化共生推進プラン」を策定しました。

その後、外国人市民の増加・多国籍化、在留資格「特定技能」の創設、多様性・包摂性のある社会実現の動きなど、多文化共生施策を取り巻く社会情勢は大きく変化しています。こうした中、国は社会情勢の変化を踏まえ、2020（令和2）年9月に「地域における多文化共生推進プラン」を改訂し、外国人の受入れと共生社会づくりに政府全体で取り組むとしています。福岡県においても、2017（平成29）年3月に策定した「福岡県総合計画」の中で、外国人が暮しやすい地域づくりを目指しています。

小郡市は市内に日本語学校が2校あり、県内の他市町村と比べて人口に対する外国人市民の割合が多く、特に留学生が多いという特徴があります。

2021（令和3）年8月1日時点で、市内に在住する外国人市民は909人、そのうち在留資格が「留学」366人（40.3%）、「技能実習（1号、2号、3号）」174人（19.1%）と、留学生と技能実習生が外国人市民の約6割を占めています。そのため、在留期間が短い場合が多く、文化や生活習慣の違いで慣れない暮らしをしている外国人市民への対応として、交流や生活環境の整備を進め、小郡市で快適な生活を送ることができるよう支援が必要です。日本人市民に対しては、同じ地域に住むさまざまな文化をもつ人とともに、豊かな生活を送ることができるよう、多文化理解の機会を充実させることが求められています。

以上のことを踏まえ、地域で日本人と外国人がお互いの文化を尊重しながら、ともに安心して生活ができるよう「小郡市多文化共生推進プラン」を策定しました。

※多文化共生：国籍や民族などの異なる人々が互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

「多文化共生の推進に関する研究会報告書」総務省

2 計画の期間

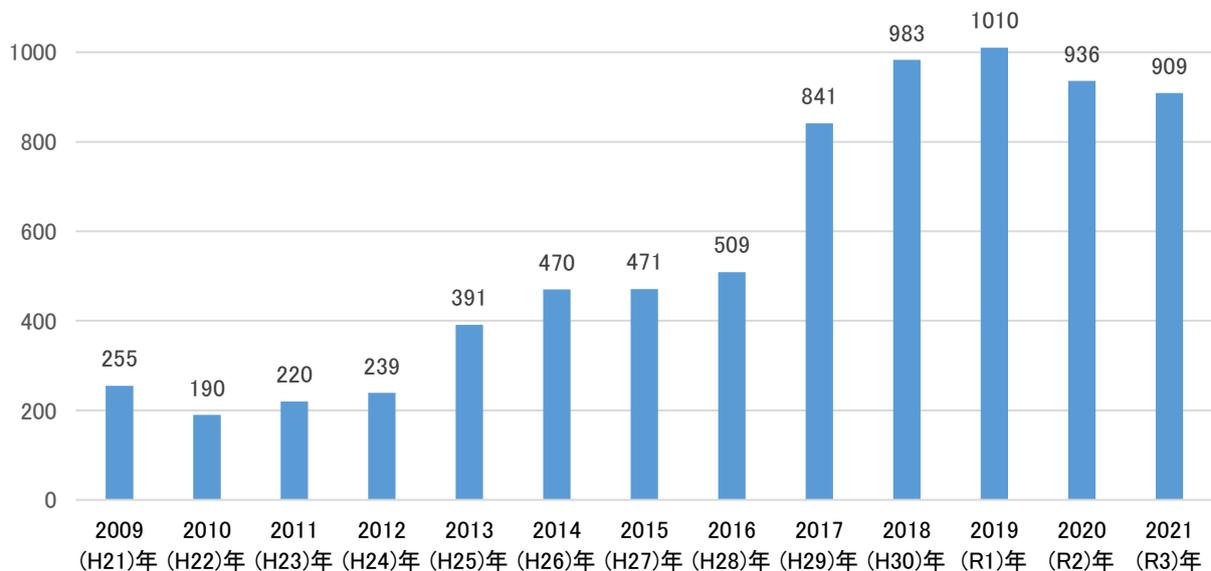
このプランの期間は、2021（令和3）年度（2021（令和3）年12月）から2031（令和13）年度までの10年間とします。

毎年度、プランの進捗管理を行い、社会情勢などの変化を踏まえながら、必要に応じて見直しを行います。

小郡市の現状

1 外国人市民の人口の推移

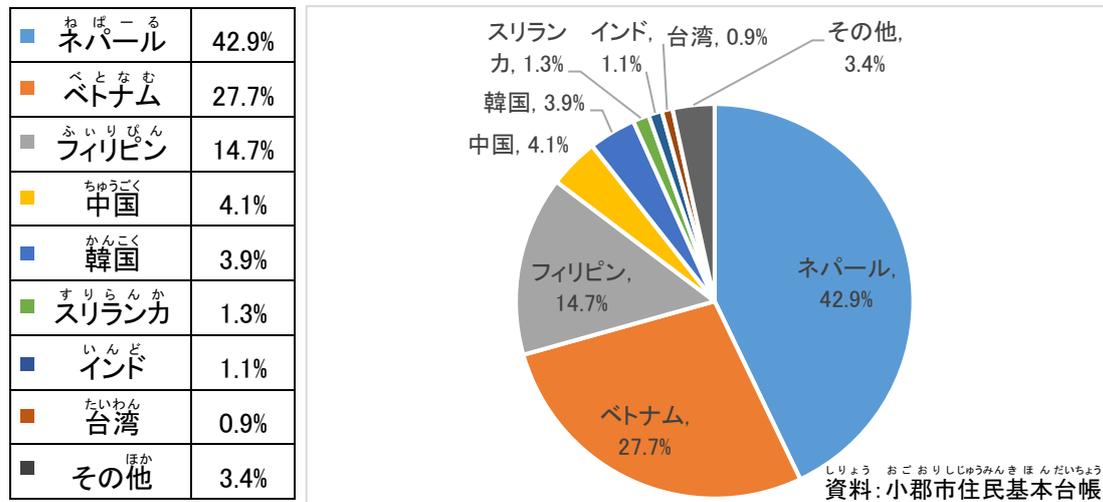
（2017（平成29）年まで9月1日時点、2018（平成30）年度以降8月1日時点）



資料：小郡市住民基本台帳

小郡市の外国人市民は、2011（平成23）年度から増加傾向が続いており、特に2017（平成29）年度に急増しています。2020（令和2）年度と2021（令和3）年度は、新型コロナウイルス感染症の影響による入国制限などで減少していると考えられます。

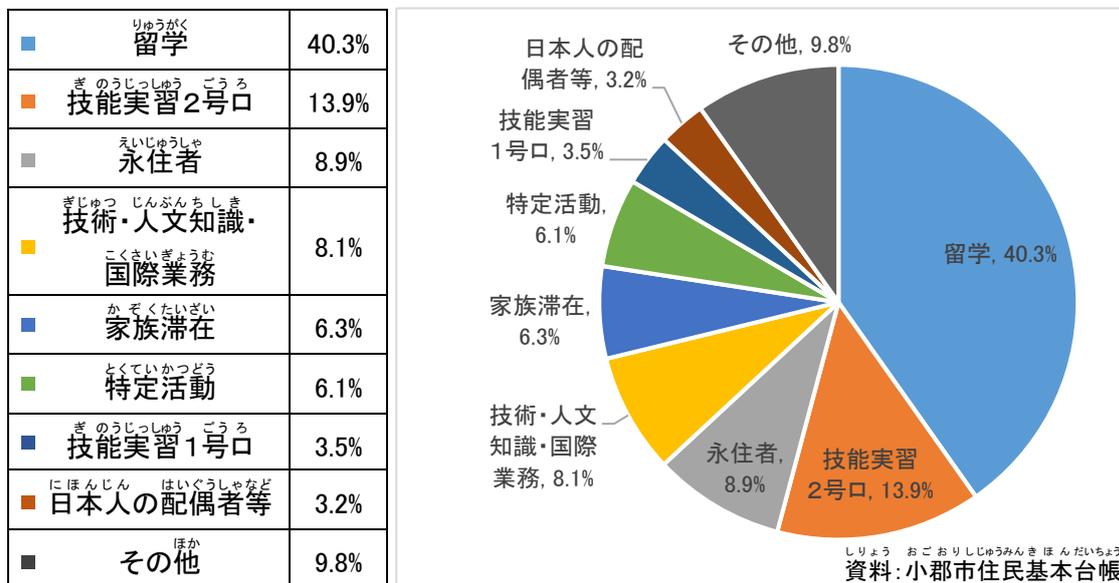
2 外国人市民の出身国比率 (2021 (令和3) 年8月1日時点)



出身国・地域別で見ると、ネパール国籍の外国人がもっとも多く、続いてベトナム、フィリピンが多くなっており、アジアからの来日がほとんどです。小郡市在住の外国人の出身国・地域は、25か国に及びます。

3 外国人市民の在留資格比率 (2021 (令和3) 年8月1日時点)

(在留資格については、35ページを参照)



在留資格別で見ると、留学が約4割を占めています。続いて、技能実習生2号口(団体監視型技能実習生)が多くなっています。留学と技能実習2号口を合わせると外国人市民の約5割を占めることになります。

4 アンケート調査結果の概要 (調査結果は18ページを参照)

① 外国人市民アンケート調査結果の概要

アンケート調査に回答した外国人市民の約8割は、日本語の読み書きや会話ができる、または簡単なものであればできると回答しています。「行政からの文書や情報を簡単な日本語にしてほしい」「日本語や日本文化を学びたい」と考えている外国人市民が多くなることがわかりました。

また、生活の困りごと、不安に思っていることとしては、「病気やけがのこと」「言葉やコミュニケーション」「仕事のこと」の回答が多くなっています。その他にも幅広い分野で困ったり不安に思っている人がいるということがわかりました。

地域のひとと仲良くなりたいと思っている外国人市民も多く、日本人と交流できるイベントや自分の国の文化を紹介する機会を求める回答も多くなっています。

② 日本人市民アンケート調査結果の概要

アンケート調査に回答した日本人市民の約6割は、普段の生活で外国人を見かける、または、何らかの形で関わるがあると回答しています。外国人と関わる場面でもっとも多かったのは、職場や仕事の関係でした。

また、回答者の約6割は、「外国人から文化などを学びたい」「一緒に地域行事に参加したい」など、今後、外国人との交流をしたいと考えていることがわかりました。

日本人と外国人が互いに仲良く生活するために、日本人は「困っている外国人を助ける」「外国人が地域行事に参加しやすい環境をつくる」「外国の文化などに理解を深める」ことが必要という回答が多くなっています。

③ 区長アンケート調査結果の概要

アンケート調査に回答した区長の約7割は、地域に外国人が住んでいると回答しています。地域に住む外国人との関わりの中で困っていることや外国人に望むことを尋ねる設問では、ごみの出し方など日本の生活ルールに関する回答が多くなっています。一方で、地域に外国人が住んでいて良かったこととして、地域のイベントや清掃などの地域活動への参加が増えたという回答もありました。

日本人と外国人が安心して生活するために、外国人が地域行事に参加しやすい環境づくりや相談しやすい体制づくりを求める回答が多くなっています。

けいかく ないよう 計画の内容

1 めざし しょうらいぞう けいかく たいけい 目指す 将来像と計画の体系

① めざし しょうらいぞう 目指す 将来像

にほんじんしみん がいこくじんしみん が、おなじちいきでともにせいかつするためには、そうごぶんかそんちようを尊重することが重要です。

たようぶんかをうけいれ、だれもがあんしんしてこころゆたかにせいかつできるまちづくりをめざして、本計画のめざすしょうらいぞうを「互いの文化を認め合う 多文化共生のまち おごおり」とします。

このしょうらいぞうの実現に向け、次の計画の体系のもと、たぶんかきょうせいをすすみます。

② けいかく たいけい 計画の体系

しょうらいぞう
将来像

きほんもくひょう
基本目標

きほんしさく
基本施策

たが ぶんか みと あ たぶんかきょうせい 互いの文化を認め合う 多文化共生のまち おごおり	こみゆにけーしょん ① コミュニケーションで つながるまちづくり	わ げんご じょうほうていきょう (1) 分かりやすい言語による 情報提供 の充実
	しみん あんぜん ② すべての市民が安全に あんしん せいかつ 安心して生活できる まちづくり	ちいきかつどう さんかく そくしん (2) 地域活動への参画の促進
	たよう ぶんか い ③ 多様な文化を生かした みりよくてき 魅力的なまちづくり	ごがく ぶんか がくしゅうきかい じゅうじつ (3) 語学・文化の学習機会の充実
		せいかつじょうほう じゅうじつ しえん (1) 生活情報の充実と支援
		こそだ きょういく しえん (2) 子育て・教育における支援
		こうりゅう きかい そうしゅつ (1) 交流の機会の創出
	たぶんかきょうせい たい いしきけいはつ (2) 多文化共生に対する意識啓発	

2 具体的な施策

① コミュニケーションでつながるまちづくり

(1) 分かりやすい言語による情報提供の充実

■ 現状と課題

2020（令和2）年度に、市ホームページ内に「やさしい日本語」を利用した外国人向けのページを開設し、分かりやすい情報発信に取り組んでいます。

外国人市民へのアンケート結果から、行政に対して「いろいろな情報や書類がもっと簡単な日本語で書いてある」「いろいろな情報や書類が自分の国の言葉で書いてある」ことを求める回答が多くありました。また、約8割の外国人は簡単な日本語を読んで理解することができることが分かりました。25か国にも及ぶ多様な文化をもつ外国人とコミュニケーションをとるためには、「やさしい日本語」の活用が有効だと言えます。

日本人市民へのアンケートでは、約5割が「やさしい日本語」を「知らない」と回答しています。外国人と関わることがある人でも、「聞いたことがある」を含めて「知っている」と回答したのは約6割でした。

市役所の手続きや文書などに多言語対応を行うとともに、「やさしい日本語」を活用し、より分かりやすい情報提供を積極的に行っていく必要があります。「やさしい日本語」を多くの人に知ってもらう取組も進めていきます。

「やさしい日本語」とは

普通の日本語よりも簡単で、外国人にも分かりやすいように配慮した日本語のことで、1995年1月の阪神・淡路大震災では、日本人だけでなく日本にいた多くの外国人も被害を受けました。日本語も英語も十分に理解できず必要な情報を得ることができない人もいました。そこで、災害情報を「迅速に」「正確に」「簡潔に」伝えるために、弘前大学 社会言語学研究室により提案されたものです。

し さ く な い よ う
■ 施策の内容

No.	具体的な施策	内容	担当
1	「やさしい日本語」の普及	市ホームページや広報紙を活用して「やさしい日本語」の普及を行う。また、広く活用を促すため、庁内研修会や市民対象の講演会などを開催する。	総務広報課
2	行政文書、案内、制度説明の多言語化や「やさしい日本語」での表記	外国人向けの文書、案内、制度説明を多言語対応したり、「やさしい日本語」の活用を進める。説明の際にも見本の提示などきめ細かな対応を行う。窓口対応では、翻訳機や県の通訳サービスなどの活用を進める。	全庁
3	外国人にも分かりやすい公共施設案内、観光・史跡などの情報提供	公共施設内の案内に英語やひらがな表記を添えるなど外国人にも分かりやすい工夫を行う。 市内の観光・史跡などを多言語ややさしい日本語で発信するなど外国人向けの情報提供を行う。	全庁



(2) 地域活動への参画の促進

■ 現状と課題

日本人市民へのアンケートでは、約6割の人が外国人と交流することに関心があると答えています。「外国人から文化などを学びたい」「一緒に地域行事に参加したい」という回答が多くなっており、若い世代ほど「友達付き合い」をしたいと考えていることが分かりました。

また、外国人市民へのアンケート結果では、「普段の生活でこうなると良いと思うこと」として、「地域の人もっと仲良くなる」「地域のイベントに参加しやすい」といった回答も多く、地域社会との関わりを深めたいと考えていることが分かりました。

区長へのアンケートでは、地域で日本人と外国人が安心して生活するために、日本人がすべきこととして「地域行事に外国人が参加しやすい環境をつくる」という回答がもっとも多くなっています。「地域に外国人がいることで良かったと思うこと」として、地域のイベントや清掃などの地域活動への参加が増えたという回答もありました。

外国人市民の地域活動への参加を促し、互いの文化を尊重できる活気があるまちづくりを進めるための取組が求められています。

同じ地域に住む日本人と外国人が、地域活動を通して顔見知りになることは、多文化共生社会実現への第一歩です。

■ 施策の内容

No.	具体的な施策	内容	担当
4	国際理解講座の開催	市内在住の外国人を講師に迎え、出身国の文化などを紹介する講座を開催する。同じ地域に住む日本人と外国人がより身近な存在になるよう内容や開催場所などを工夫する。	総務広報課
5	外国人市民の地域への参加促進、環境整備	地域行事に外国人市民の参加を呼びかけ、交流を促進する。近隣の日本語学校など関係機関に向けて、多言語ややさしい日本語を活用し地域の情報を分かりやすく提供する。	総務広報課 コミュニティ推進課

(3) 語学・文化の学習機会の充実

■ 現状と課題

日本で生活する外国人にとって、日本語を理解することは生活の利便性を高めることとなります。外国人市民へのアンケート結果から、約8割の外国人は簡単な日本語を含め日本語を理解できます。また、約7割は「普段の生活でこうなると良いなと思うこと」として、「日本語や日本文化を学びたい」と回答しています。さらに、「自分の国の文化を日本人に伝えることができる」機会を求める回答も多くありました。

日本人市民へのアンケートでは、外国人と互いに仲良く生活するために、日本人が「外国語を学習する」必要があるという回答もありました。

小郡市では、おごおり国際交流協会に委託し、外国人のための「おごおり日本語教室」を実施しています。日本語教室に通う外国人のニーズは、生活に必要な日本語や仕事で必要な日本語を学びたいなどさまざまです。日本語学習を必要としている外国人に、学習の機会を提供できるようニーズに応じた運営を行う必要があります。

また、生涯学習センターや各コミュニティセンターで開催されている語学教室などを活用して、日本人が外国文化を理解する機会の充実を図ります。市立小中学校においても、多文化共生の視点を取り入れ、国際理解教育を推進していくことが必要です。

■ 施策の内容

No.	具体的な施策	内容	担当
6	日本語学習の機会の提供	おごおり日本語教室をさらに充実させ、外国人市民のニーズに応じた運営をする。日本語教材として、日本の生活を取り上げることで、生活支援につなげる。	総務広報課
7	外国文化への理解を深めるための機会の提供	日本人を対象に、外国人市民を講師とした外国文化を学ぶ講座や語学教室などを開催する。	生涯学習課 コミュニティ推進課
8	中学校英語スピーチ交流大会の実施	市内の全中学校から生徒が参加し、英語のスピーチを披露する。英語の学習を通して国際理解、多文化共生の意識を高める。	学校教育課

② すべての市民が安全に安心して生活できるまちづくり

(1) 生活情報の充実と支援

■ 現状と課題

小都市の外国人市民は留学生と技能実習生の割合が多く、在学期間が短いという特徴があります。文化や生活習慣の違いを理解してもらい、小都市で快適な生活を送ることができるようにみづくりが求められています。

2020（令和2）年度に、外国人市民に向けて、やさしい日本語を活用し、行政手続きや生活情報の概要をまとめた「おごりの生活ガイドブック」（やさしい日本語版）を作成しました。

外国人市民へのアンケート結果から、知りたい情報については「仕事のこと」「健康保険・医療・福祉」の回答が多く、情報を得る手段としては「インターネットやSNS」がもっとも多くなっています。普段の生活で困っていること・不安に思っていることについては、「文化や習慣の違い」といった文化的なことだけではなく、「病気やけがのこと」「仕事のこと」「災害の時にどうするか」という回答も多く、生活に関わるさまざまな分野での情報提供や支援が必要であることが分かります。

日本人市民へのアンケートでは、約5割が小都市として「相談しやすい環境をつくる」ことが必要だと回答しています。外国人と互いに仲良く生活するために日本人に必要なこととして、「困っている外国人を助ける」という回答が最も多くなっており、外国人市民に対する生活支援が求められています。

区長アンケートで、地域に住む外国人との関わりの中で困ることや住民の方からの相談として最も多かった回答は、「ごみの出し方など生活ルールのこと」でした。地域に住む外国人に望むこととしては、「日本の文化や習慣などを理解してほしい」「日本の生活ルールを守ってほしい」という回答が多く、行政に対しては、相談しやすい体制づくりを求める回答が多くなっています。

外国人市民を含め、誰もが安全に安心して生活できるよう、現状把握に努め、必要な情報や支援を届けるための取組が必要です。

し さ く な い よ う
■ 施策の内容

No.	ぐ た い て き し さ く 具体的な施策	な い よ う 内容	た ん と う 担当
9	せい か つ じ ょ う ほう じ ゅ う じ つ 生活情報の充実	し ほ ー む ペ ー ジ が い こ く じ ん し み ん む 市ホームページの外国人市民向けカテゴリ ー「外国人のみなさんへ」の情報を外国人 し み ん に ー ず あ て き ぎ せ い り じ ゅ う じ つ 市民のニーズに合うよう適宜整理し、充実 さ せ る 。 市 ホーム ペ ー ジ 掲 載 の 「 お ご お り の 生 活 ガ イ ド ブ ッ ク 」 (や さ し い に ほ ん 語 版) の 周 知 を 行 う 。	ぜん ち ょ う 全庁
10	こう つ う る ー る だ し 交通ルール・ごみの出し か た せ い か つ じ ょ う ほう て い き ょ う 方などの生活情報提供 に よ る し え ん による支援	に ほ ん 語 が っ こ う た げ ん 語 日本語学校などに、多言語やさしい に ほ ん 語 か つ よ う し り ょ う こう つ う 日本語を活用した資料をもとに、交通 る ー る だ し か た し ゅ う ち け い ぱ つ ルールやごみの出し方について周知・啓発 す る 。	ぼう さい あ ん ぜん か 防災安全課 せ い か つ かん き ょ う か 生活環境課
11	さい が い そ な じ ょ う ほう て い き ょ う 災害に備えた情報提供	し ほ ー む ペ ー ジ が い こ く じ ん 市ホームページの「外国人のみなさんへ」 を 充 実 さ せ 、 災 害 に 備 え た て い ね い じ ょ う ほう 提 供 を 行 う 。 ひ な ん じ ゅ う ほう 避難情報などについて、市ホームページ や SNS を 活 用 し 、 多 言 語 や や さ し い に ほ ん 語 で 周 知 を 行 う 。 ま た 、 県 が 多 言 語 で 作 成 し て い る ガ イ ド ブ ッ ク な ど を 活 用 す る 。	ぼう さい あ ん ぜん か 防災安全課 そう む こん ほう か 総務広報課
12	けん じ ん じ は い り ょ 健診時の配慮	けん じ ん せい ど た げ ん 語 健診制度について、多言語やさしい に ほ ん 語 お こ な じ ょ う ほう て い き ょ う お こ な も ん し ん ひ ょ う 日本語による情報提供を行い、問診票 を 工 夫 す る 。 か く し ゅ けん し ん さい どう さ て じ ゅ ん わ 各種健診の際の、動作手順を分かりやすく ひ ょ う じ た げ ん 語 に ほ ん 語 表示する（多言語やさしい日本語、 や じ る し き し ゅ か つ よ う 矢印、挿絵などの活用）。	けん こん 課 健康課
13	そう だ ん ま ど ぐ ち じ ょ う ほう て い き ょ う 相談窓口の情報提供、 そう だ ん たい せい せい び 相談体制の整備	そう だ ん ま ど ぐ ち に ち じ ょ う て き し ょ う かい 相談窓口を日常的に紹介するとともに、 そう だ ん う つ ひ つ よ う お う せん も ん き かん 相談を受け付け、必要に応じて専門機関に つ な ぐ な ど 、 き め 細 や か に 対 応 す る 。 県 の し ゅ っ ち ょ う そう だ ん かい お ご お り し かい さい そう だ ん 出張相談会を小郡市で開催し、相談の き かい も う 機会を設ける。	そう む こん ほう か 総務広報課 じん けん どう わ たい さ く か 人権・同和対策課

(2) 子育て・教育における支援

■ 現状と課題

小郡市では、子育てに関するさまざまな支援を行っています。外国にルーツがあるなど日本語を理解できないことを理由に、必要な支援を受けられないなど困難な状況に置かれられないように、支援制度や手続き方法の理解促進の取組などが求められています。

外国人市民へのアンケート結果から、在留資格に関わらず、「子育て・学校のこと」への関心があることが分かりました。「やさしい日本語」を活用した情報発信など、多文化共生の視点をもって「小郡市子ども・子育て支援事業計画（第2期）」に基づく子育て支援を行っていく必要があります。

市立小中学校では、学習指導要領を基に、外国人ゲストティーチャーを活用し、外国語や外国文化を学ぶ国際交流を推進してきました。国際化が進む中、近年では外国にルーツがある児童生徒へのさらなる教育の充実が求められています。児童生徒の状況に応じて、必要な支援を行えるよう各学校などと連携し取組を進めていく必要があります。また、外国にルーツがある児童生徒の保護者間の交流を進め支援を行うことが求められています。

■ 施策の内容

No.	具体的な施策	内容	担当
14	外国にルーツがある保護者の子育て支援	妊娠出産、子育てに関する切れ目ない相談支援を行う。 就労支援のため放課後・長期休業中の子ども預かり支援を行う。 子どもの就学に関する相談を行う。	子育て支援課 健康課 保育所・幼稚園課 子ども育成課 学校教育課
15	外国にルーツがある児童生徒・保護者の支援	外国にルーツがある児童生徒に対して、授業の理解度に応じた学習支援を行う。 学校から外国にルーツがある保護者へのおしらせに、多言語ややさしい日本語を活用するなどの配慮を行う。	学校教育課
16	外国にルーツがある児童生徒の保護者の交流会の実施	学び場支援事業に参加する外国にルーツがある児童の保護者会などを開催し、子育てに関する情報を共有するため保護者同士の交流を図る。	人権・同和教育課

③ 多様な文化を生かした魅力的なまちづくり

(1) 交流の機会の創出

■ 現状と課題

小郡市では、おごおり国際交流協会に委託し、国際理解講座（世界の家庭料理体験教室&講演会）を開催しています。日本に住む外国人を講師に迎え、出身国の暮らしや文化を紹介する講座ですが、参加者が固定化しているのが現状です。

一方で、外国人市民へのアンケートでは、「こうなると良いなと思うこと」として、普段の生活で「地域の人ももっと仲良くなる」、行政（市役所）に対して「日本人と外国人が交流できるイベントがある」など交流を希望する回答が多く見られました。

日本人市民へのアンケートでは、回答者の約6割が、今後、何らかの形で外国人との交流をしたいと考えていることが分かりました。「外国人から文化などを学びたい」

「一緒に地域行事に参加したい」という回答が多くなっています。

区長アンケートの結果からは、地域に外国人が住んでいても、交流がない場合が多いことが分かりました。交流はないが挨拶はよくする、日本人が積極的に外国人に声をかけることが必要といった回答も多くあり、外国人との交流に前向きな意見が多く見られました。

広く日本人と外国人の交流の機会を持ち、より多くの参加を促していきます。また、多文化共生の意識向上のため、講座やイベントの充実を図っていく必要があります。

■ 施策の内容

No.	具体的な施策	内容	担当
17	多文化共生イベントの開催	小郡市、おごおり国際交流協会主催のイベントへの参加を促進し、多文化理解の促進を図る。	総務広報課
18	外国人市民の地域への参加促進、環境整備 (No. 5再掲)	地域行事に外国人市民の参加を呼びかけ、交流を促進する。近隣の日本語学校など関係機関に向けて、多言語ややさしい日本語を活用し地域の情報を分かりやすく提供する。	総務広報課 コミュニティ推進課

(2) 多文化共生に対する意識啓発

■ 現状と課題

小郡市では各種啓発活動や教育を通じて、市民の人権意識を育んできました。外国人に対する人権の問題についても、「福岡県人権教育・啓発基本指針」や「第2次小郡市人権教育・啓発基本計画」に基づき、さまざまな人権問題とともに認識を深めていく必要があります。

外国人市民へのアンケートでは、困っていることや不安に思っていることの設定で「外国人ということに嫌な思いをする」という回答があり、外国人に対する人権の問題への取組が必要であることがわかりました。

日本人と外国人が対等な関係を築き、ともに安心して地域で生活をするために、「多文化共生」に対する意識啓発へのさらなる取組が求められています。

広報紙や市ホームページを活用した意識啓発を行い、市内小中学校や地域において、多文化共生の視点を踏まえた取組を行うことで、日本人と外国人が互いの文化を尊重し、差別や偏見のない魅力的な地域づくりを進めていく必要があります。

■ 施策の内容

No.	具体的な施策	内容	担当
19	人権尊重、多文化共生についての意識啓発	「異文化を理解し、地域の構成員として共に生きていく」という差別や偏見のない地域づくりを推進する。市民対象の講演会の開催、広報紙や市ホームページによる意識啓発を行う。	総務広報課 人権・同和対策課 人権・同和教育課
20	小中学校での多文化共生教育の推進	学校教育における多文化共生教育の推進に取り組む。	学校教育課
21	地域における多文化共生の推進	校区コミュニティセンターにおいて多文化共生講演会を行う。	総務広報課 コミュニティ推進課
22	外国人のための人権相談窓口の設置と周知	人権に関する相談を受け付け、必要に応じて専門機関につなぐなど、きめ細やかに対応する。また、法務局や地方法務局が実施している外国人のための人権相談窓口の周知を行う。	総務広報課 人権・同和対策課

3 多文化共生推進プランの推進体制

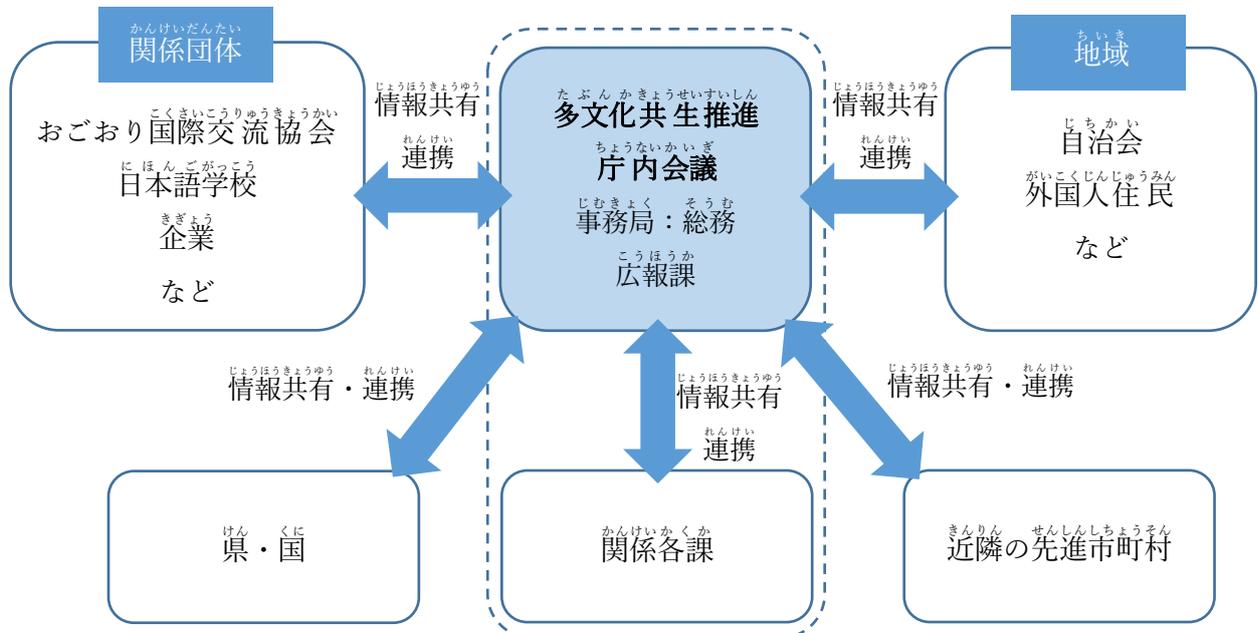
○市の推進体制

市の関係課が連携して実態把握及び情報共有に努め、本計画を推進する会議のもとで、市全体で多文化共生の推進に取り組みます。

○地域・関係団体との連携強化

多文化共生のまちづくりのための事業推進や課題解決には、地域や関係団体との連携した取組が重要です。そうした地域・関係団体との意見交換や情報共有を図り、取組を進めます。

おごおり国際交流協会をはじめ、地域の多文化共生推進に取り組むボランティアや企業、学校、各種団体と連携を密にして情報共有を図り、多文化共生の推進に取り組みます。



1 アンケート調査結果

① 外国人市民アンケート調査

＜調査対象＞

	在住外国人アンケート調査	留学生アンケート調査
調査対象	住民基本台帳により16歳以上(令和3年4月15日時点)の外国人市民(在留資格「留学」をのぞく)から無作為抽出した300人	市内日本語学校に通う留学生248人
調査期間	2021(令和3)年4月22日から5月17日まで	2021(令和3)年2月24日から3月10日まで
調査方法	郵便による配布・回収	日本語学校を通して配布・回収
回収状況	107人(35.7%)	248人

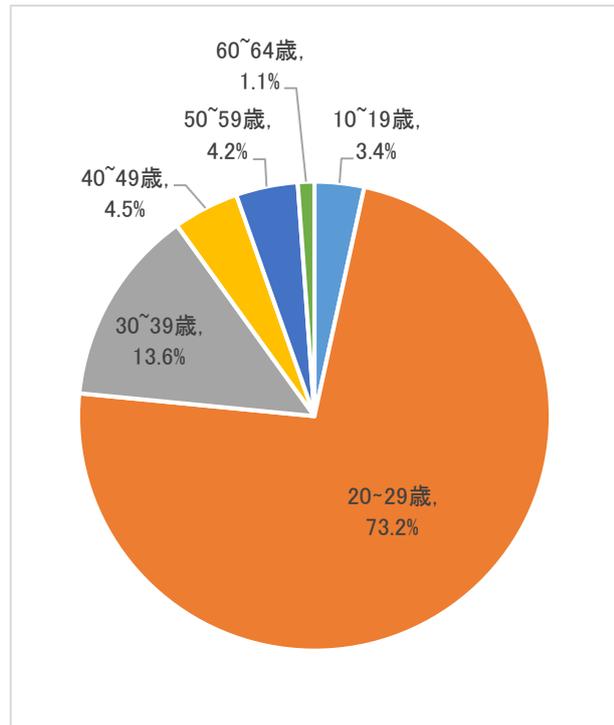
※有効回答のみ集計のため、回収数と各問の回答者数が一致しないところがあります。

＜調査結果＞

1. あなたのことについて聞きます。

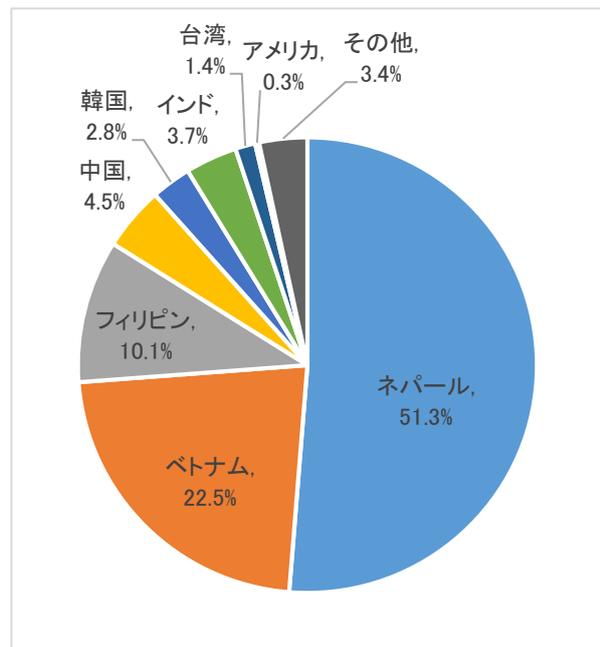
(1) あなたの年齢はどれですか。

	留学生 以外	留学生 のみ	けい 計	%
10～19歳	1	11	12	3.4
20～29歳	39	220	259	73.2
30～39歳	31	17	48	13.6
40～49歳	16	0	16	4.5
50～59歳	15	0	15	4.2
60～64歳	4	0	4	1.1
65～69歳	0	0	0	0
70歳以上	0	0	0	0
けい 計	106	248	354	100.0



(2) あなたの国・地域はどこですか。

	留学生 以外	留学生 のみ	けい 計	%
■ ネパール	16	166	182	51.3
■ ベトナム	19	61	80	22.5
■ フィリピン	27	9	36	10.1
■ 中国	16	0	16	4.5
■ 韓国	10	0	10	2.8
■ インド	1	12	13	3.7
■ 台湾	5	0	5	1.4
■ アメリカ	1	0	1	0.3
■ その他	12	0	12	3.4
けい 計	107	248	355	100.0

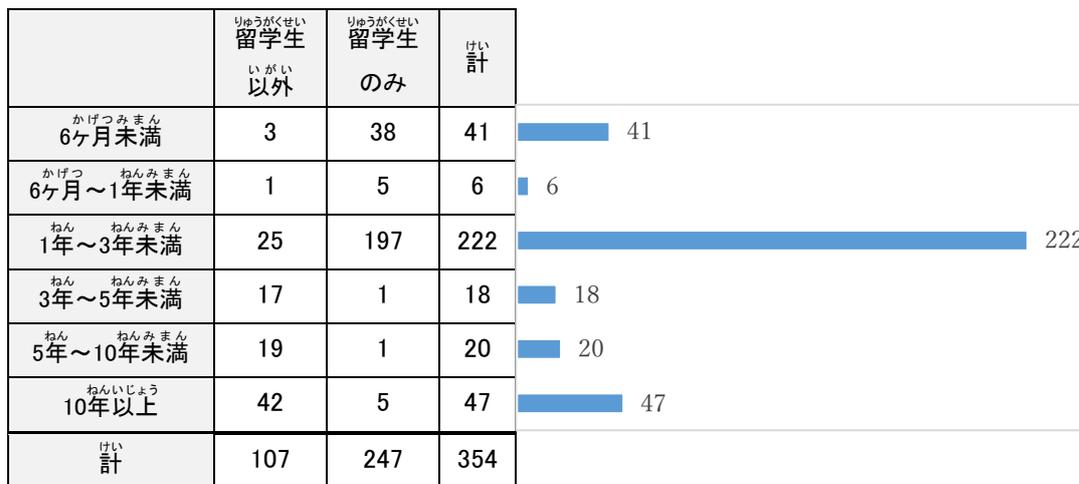


(3) あなたの在留資格はどれですか。(在留資格については、35ページを参照)

	けい 計
留学	248
永住者	28
日本人の配偶者	22
技能実習	21
技術・人文知識・国際業務	21
その他	10
家族滞在	5
特別活動	4
定住者	2
けい 計	361

※ 複数回答（「永住者」と「日本人の配偶者」など）をしている人がいるため、回答数が回収数と一致しません。

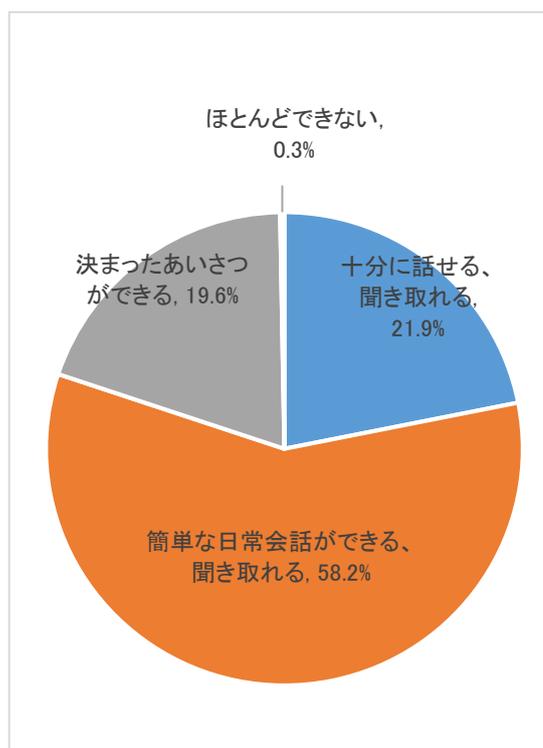
(4) あなたは日本にどれくらい住んでいますか



2. あなたはどのくらい日本語ができますか。

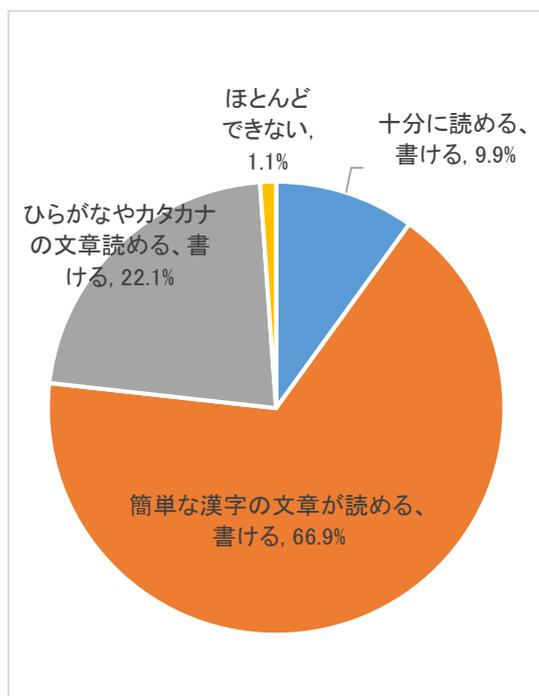
(1) 話すこと、聞くこと（1つだけ選ぶ）

	留学生 以外	留学生 のみ	けい 計	%
考えたことや思ったことを自由に話せる、テレビやラジオが聞きと取れる	54	23	77	21.9
簡単な日常会話ができる、普段の会話が聞き取れる	46	159	205	58.2
決まったあいさつ・単語を言うことができる、聞き取れる	7	62	69	19.6
ほとんど話せない、聞き取れない	0	1	1	0.3
けい 計	107	245	352	100.0



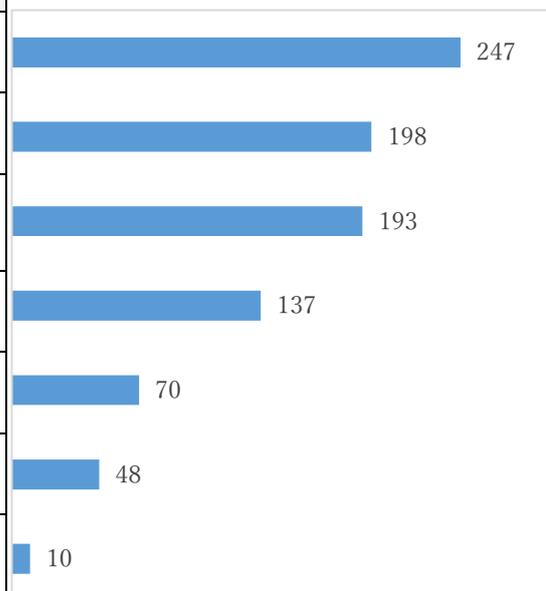
(2) 読むこと、書くこと（1つだけ選ぶ）

	留学生 以外	留学生 のみ	けい 計	%
本や新聞が読める、漢字を使って文章が書ける	26	9	35	9.9
簡単な漢字を使った文章が読める、書ける	46	190	236	66.9
ひらがなやカタカナの文章が読める、書ける	31	47	78	22.1
ほとんど読めない、書けない	4	0	4	1.1
けい 計	107	246	353	100.0

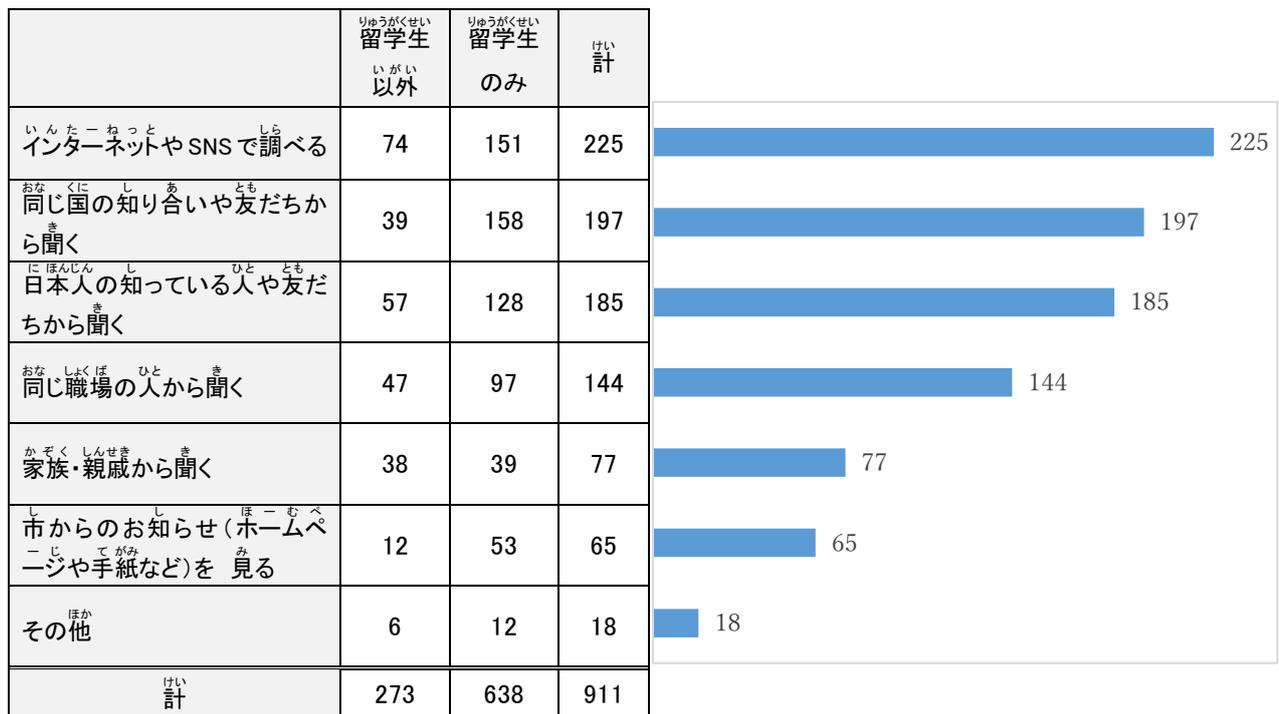


3. あなたはどんな情報が知りたいですか。（あてはまるものを3つまで選ぶ）

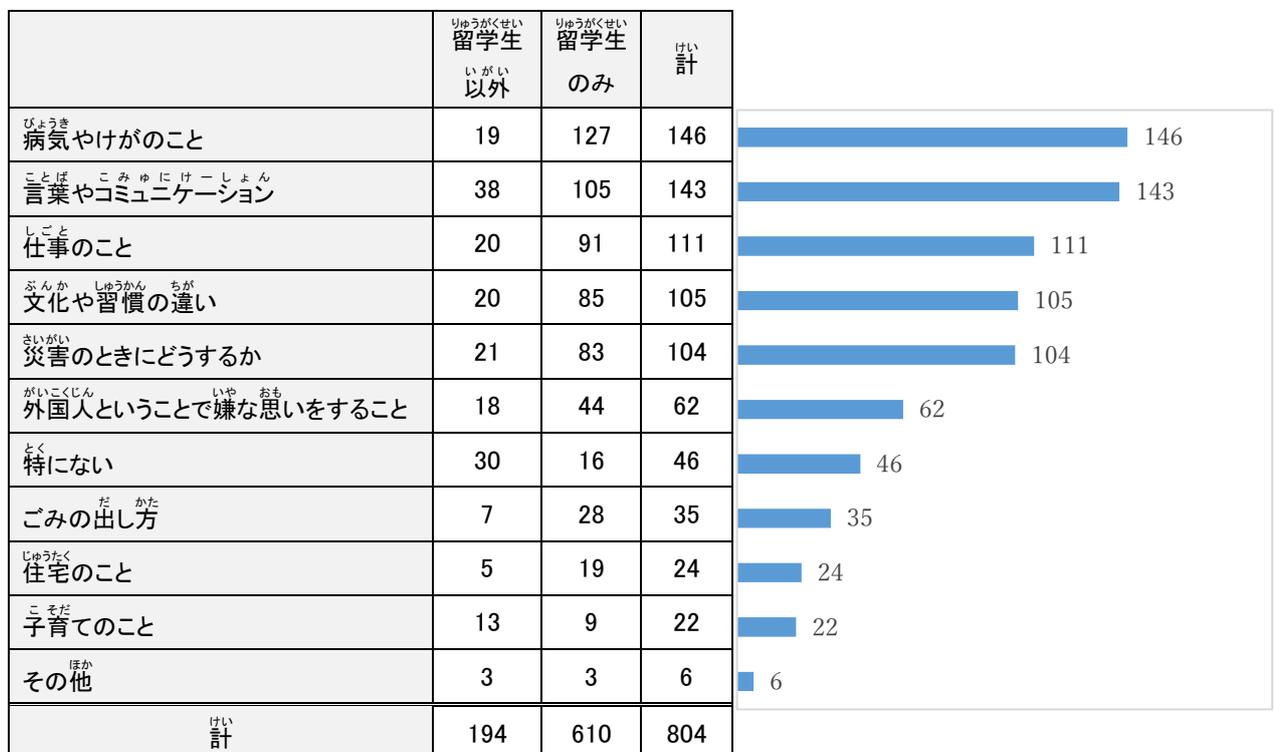
	留学生 以外	留学生 のみ	けい 計
仕事のこと	55	192	247
健康保険・医療・福祉のこと	58	140	198
市役所のいろいろな手続きの方法	44	149	193
ごみの出し方や生活のこと	29	108	137
子育て・学校のこと	22	48	70
地域のイベントのこと	27	21	48
その他	7	3	10
けい 計	242	661	903



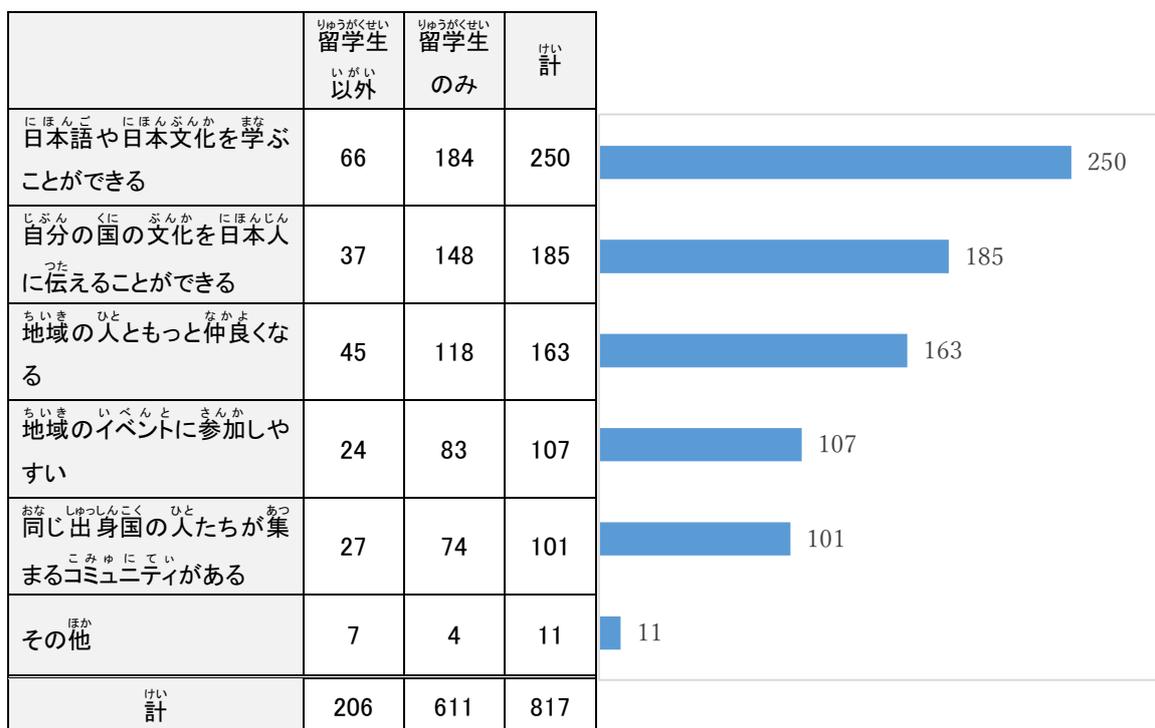
4. あなたは情報をどのように知りますか。(あてはまるものを3つまで選ぶ)



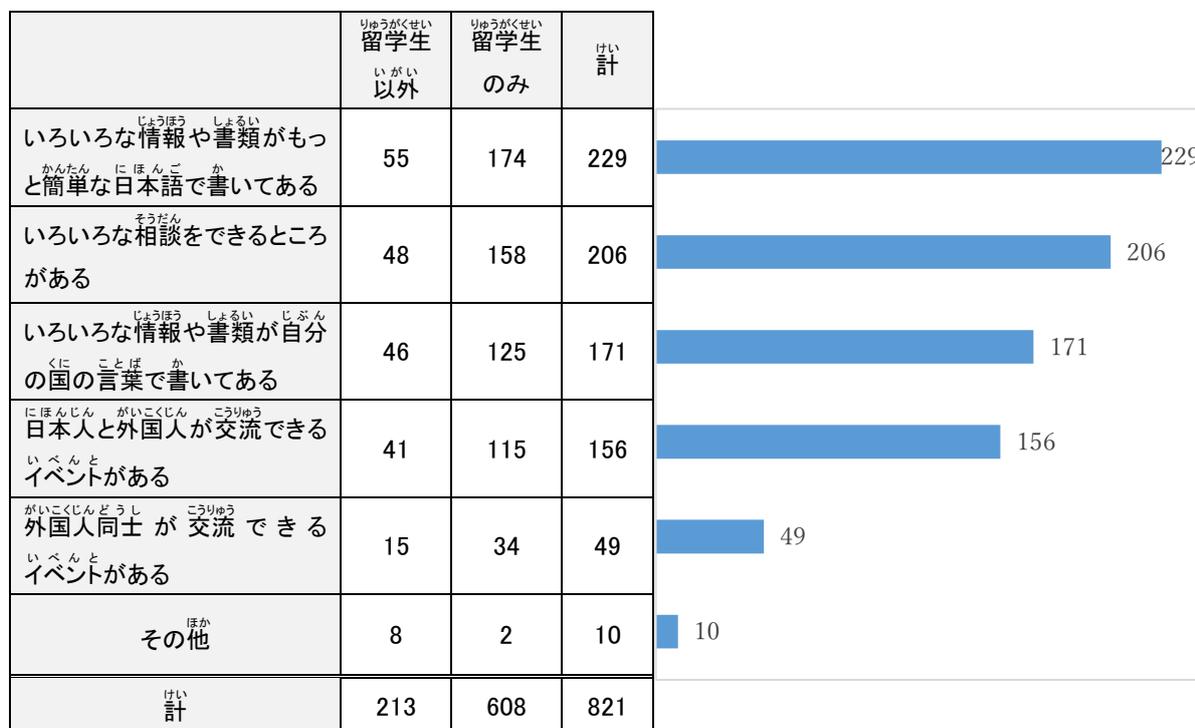
5. あなたは普段の生活で困っていることや、不安に思っていることは何ですか。(あてはまるものを3つまで選ぶ)



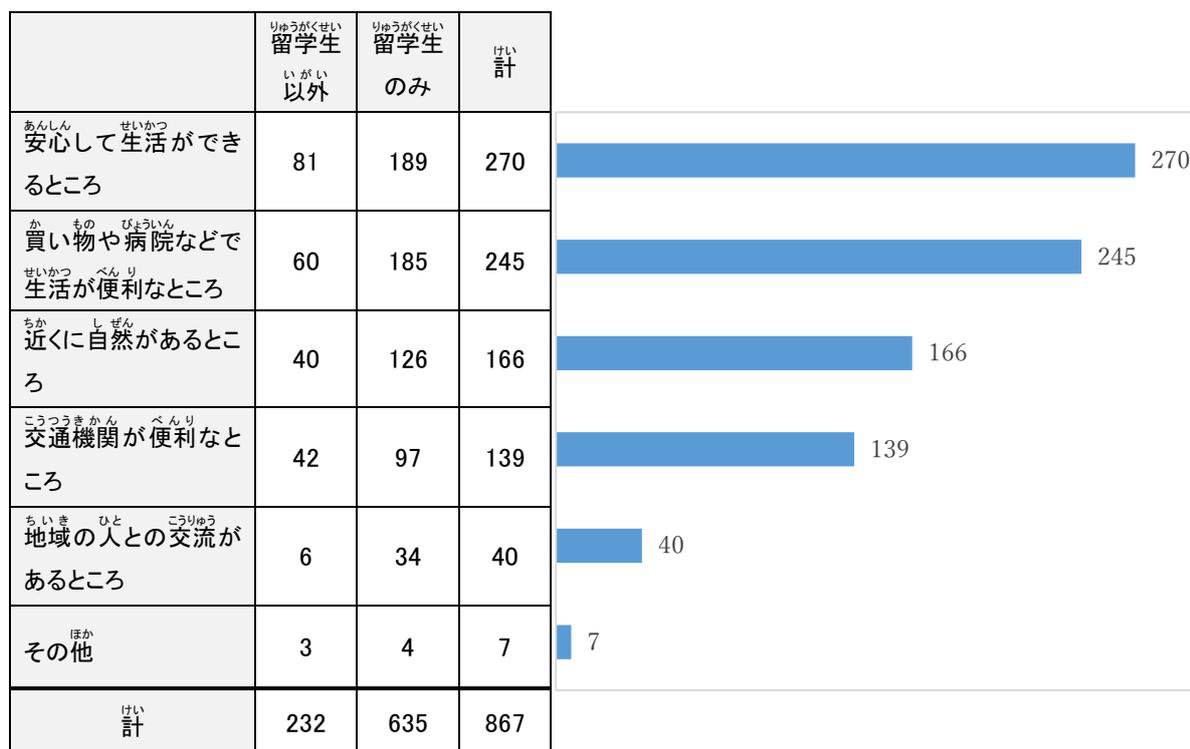
6. あなたは普段の生活でこうなると良いなと思うことはなんですか。(あてはまるものを3つまで選ぶ)



7. あなたは行政(市役所)について、こうなると良いなと思うことはなんですか。(あてはまるものを3つまで選ぶ)



8. 小都市のいいところはどんなところだと思いますか。(あてはまるものを3つまで選ぶ)



② 日本人市民アンケート調査

＜調査対象＞

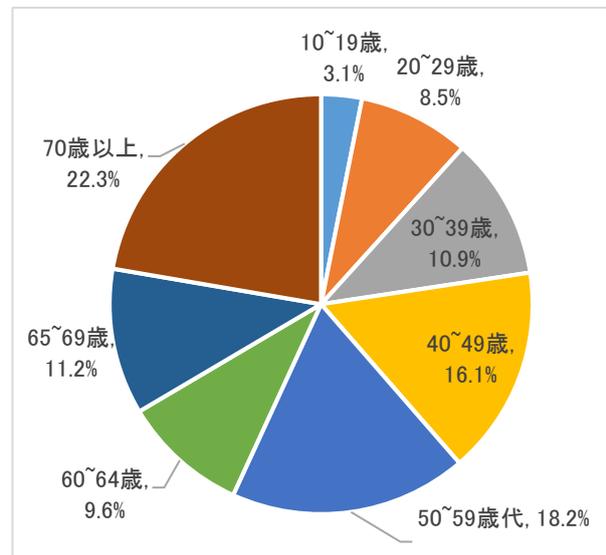
日本人市民アンケート調査	
調査対象	住民基本台帳により16歳以上（令和3年4月15日時点）の方から無作為抽出した2000人
調査期間	2021（令和3）年4月30日から5月24日まで
調査方法	郵便による配布・回収
回収状況	1,004人（50.2%）

※有効回答のみ集計のため、回収数と各問の回答者数が一致しないところがあります。

＜調査結果＞

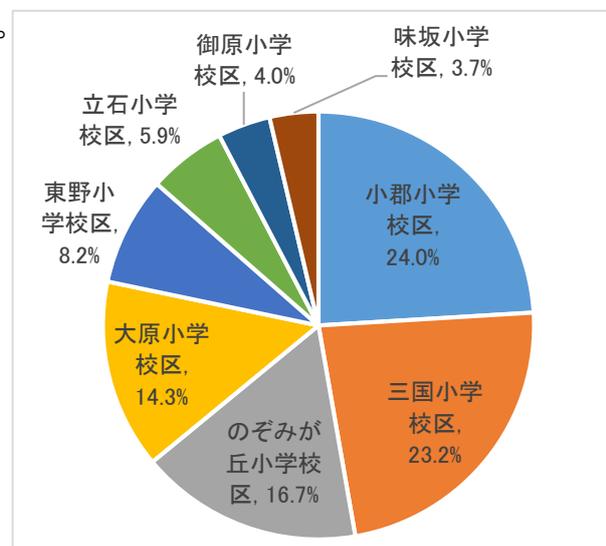
問1 あなたの年齢はどちらですか。

10～19歳	31	3.1%
20～29歳	85	8.5%
30～39歳	109	10.9%
40～49歳	160	16.1%
50～59歳	181	18.2%
60～64歳	96	9.6%
65～69歳	112	11.2%
70歳以上	222	22.3%
計	996	100.0%

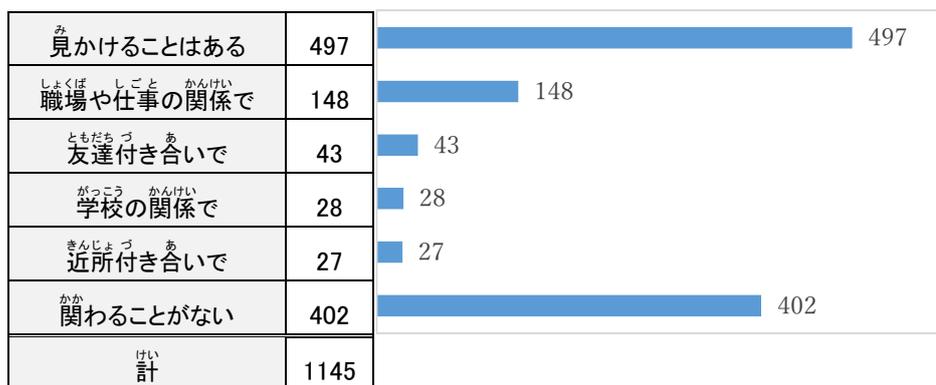


問2 お住まいの小学校区はどちらですか。

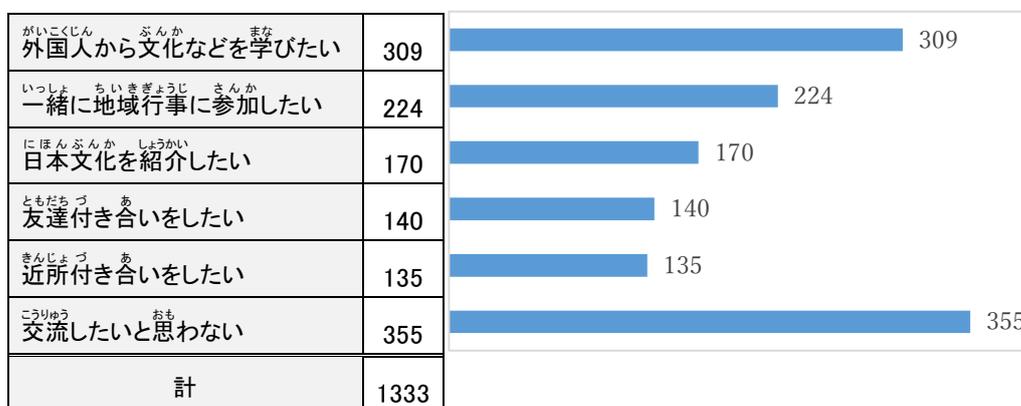
小郡小学校区	237	24.0%
三国小学校区	229	23.2%
のぞみが丘小学校区	165	16.7%
大原小学校区	141	14.3%
東野小学校区	81	8.2%
立石小学校区	58	5.9%
御原小学校区	39	4.0%
味坂小学校区	36	3.7%
計	986	100.0%



問3 あなたは外国人と関わることがありますか。(〇は3つまで)

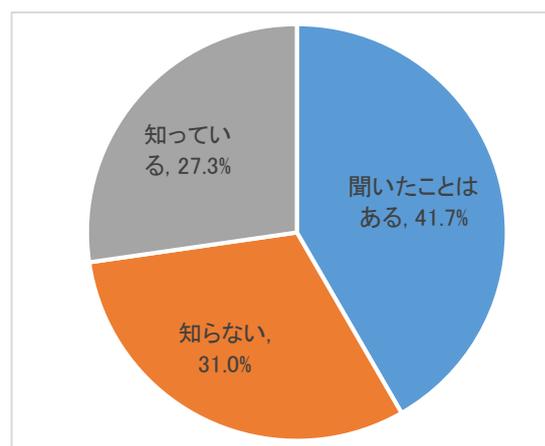


問4 あなたは今後、同じ地域に住む外国人とどのような交流をしたいと思いますか。(〇は3つまで)



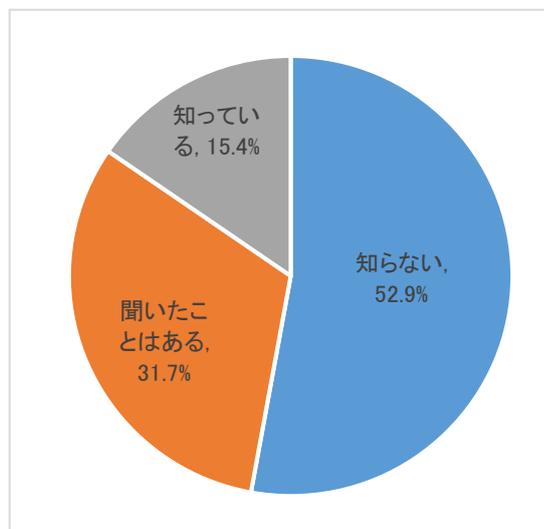
問5 あなたは、「多文化共生」という言葉を知っていますか。

■ 聞いたことはある	414	41.7%
■ 知らない	308	31.0%
■ 知っている	271	27.3%
けい 計	993	100.0%

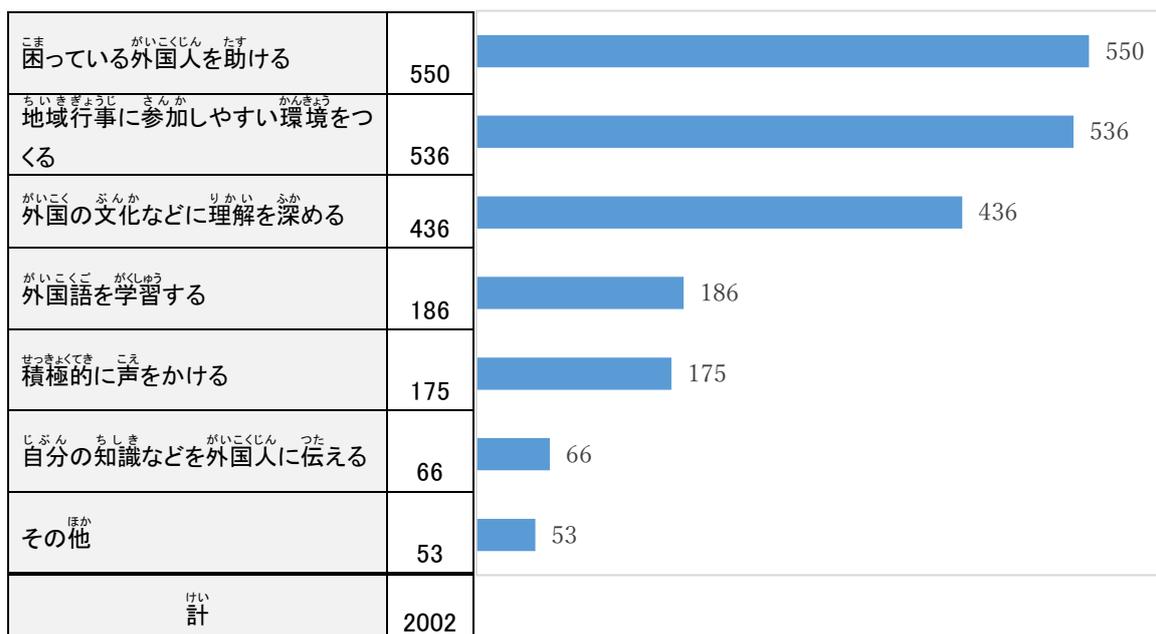


問6 外国人にも分かりやすい簡単な単語や文章で書いた「やさしい日本語」のニーズが全国で高まり、多くの自治体で活用が推進されています。「やさしい日本語」を知っていますか。

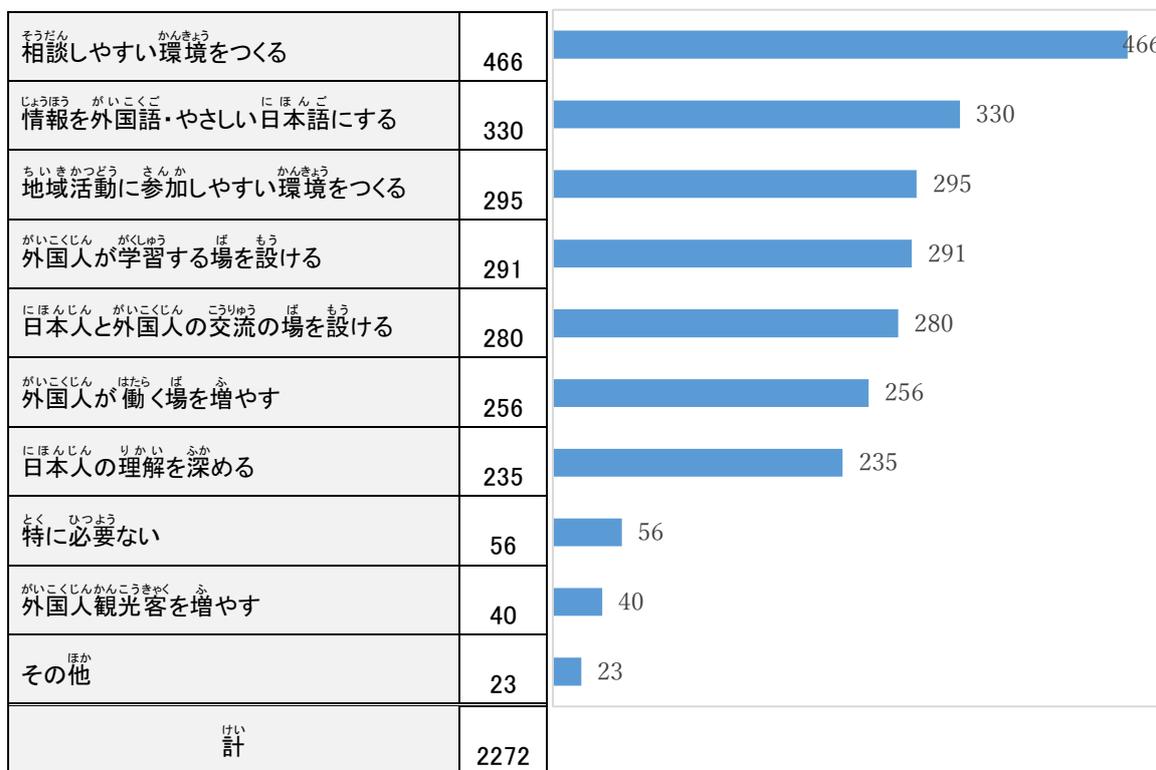
■ 知らない	515	52.9%
■ 聞いたことはある	309	31.7%
■ 知っている	150	15.4%
計	974	100.0%



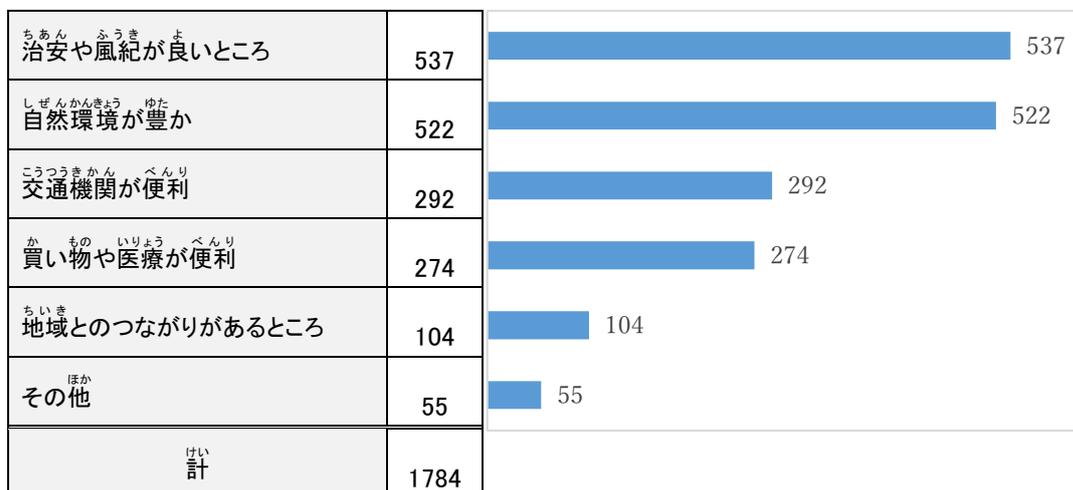
問7 あなたは、小都市に暮らす外国人と互いに仲良く生活するために、日本人はどのようなことが必要だと思いますか。(〇は3つまで)



問8 日本人と外国人が互いに仲良く生活するために、小都市としてどのようなことが必要だと思いますか。(〇は3つまで)



問9 外国人に伝えたい小都市の魅力はどんなところですか。(〇は3つまで)



③ 区長アンケート調査

＜調査対象＞

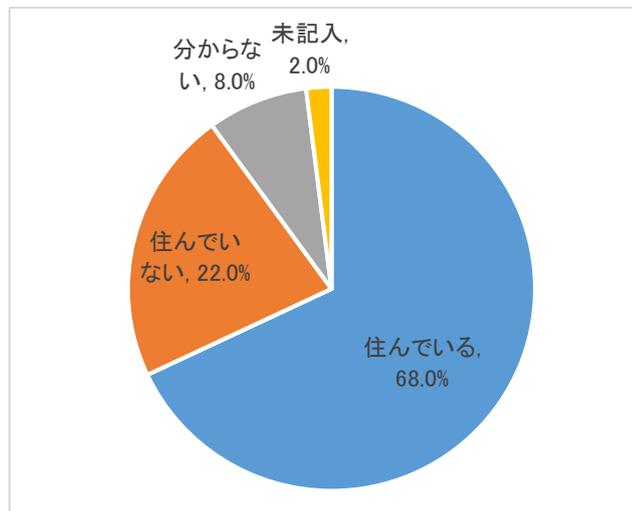
	区長アンケート調査
調査対象	区長62人
調査期間	2021（令和3）年8月19日から9月2日まで
調査方法	郵便による配布・回収
回収状況	50人（80.6%）

※有効回答のみ集計のため、回収数と各問の回答者数が一致しないところがあります。

＜調査結果＞

問1 行政区に外国人市民は住んでいますか。

住んでいる	34	68.0%
住んでいない	11	22.0%
分からない	4	8.0%
未記入	1	2.0%
計	50	100.0%



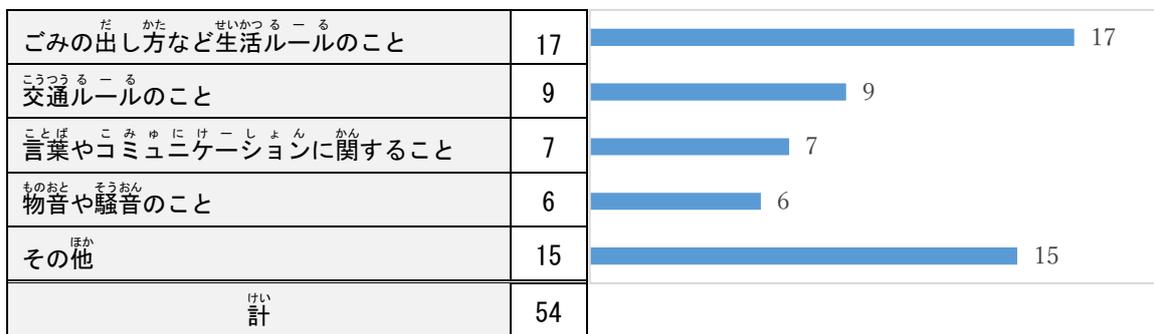
問2 地域に外国人が住んでいることで良かったと思うことはありますか。（○は3つまで）

地域のイベントへの参加が増え活気が出た	5	5
清掃などの地域活動への参加が増えた	3	3
地域の生活ルールを再確認できた	2	2
外国文化や言語を学ぶ機会ができた	2	2
その他	17	17
計	34	

【その他】（一部抜粋）

- ・外国人との交流の場がない。コロナ禍以前は、外国人の参加もあった。
- ・挨拶をすすんでしてくれるので気持ち良いことが多い
- ・余り交流がないので、よくわからない
- ・外国人に対する違和感が無くなった
- ・身近に言語の通じない外国人（主にフィリピン人農業従事者）の存在を知るという体験を積むことが良かったと思います。話しはしないが、コンニチワの交換くらい。

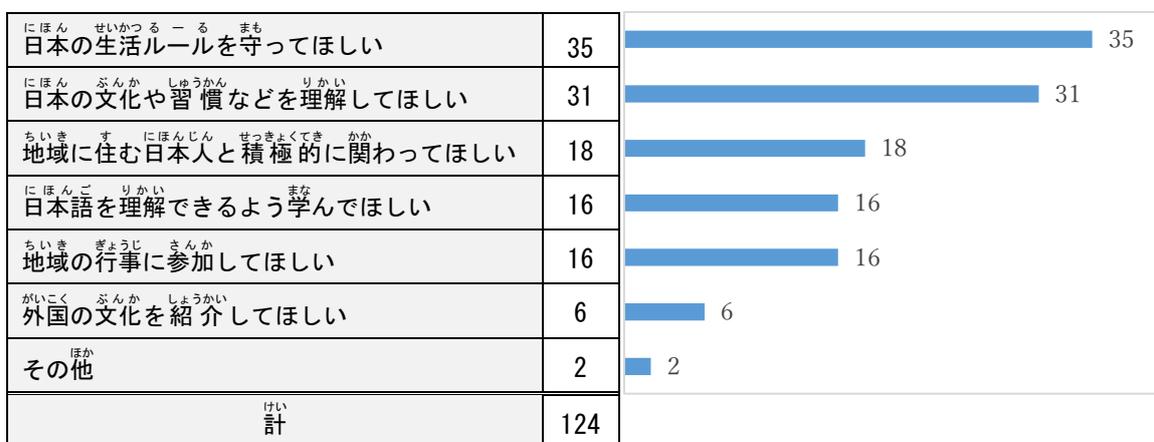
問3 地域に住む外国人との関わりの中で困っていること（または、過去の困ったこと）や住民の方から相談を受けたことはありますか。（〇は3つまで）



【その他】（一部抜粋）

- ・困ったことはなく、又相談をされたこともない
- ・夜間集団で“たむろ”している事をみかけ、少し恐怖を感じる（女性）
- ・訪問しても出てこない
- ・特になし（10件）

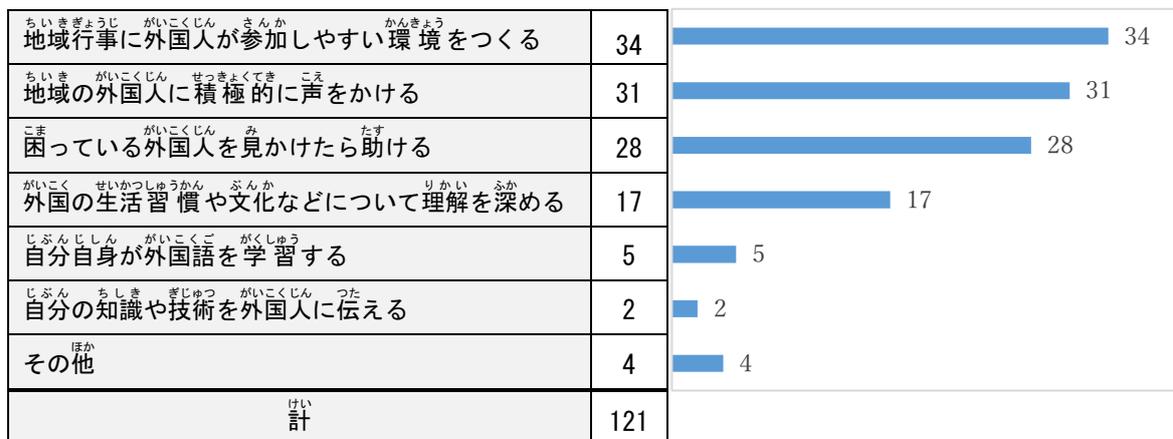
問4 地域で日本人と外国人が互いに仲良く生活するために、地域に住む外国人に何を望みますか。（〇は3つまで）



【その他】

- ・事あるごとに①あいさつ②ルール通りのごみ出しをする様に話しています

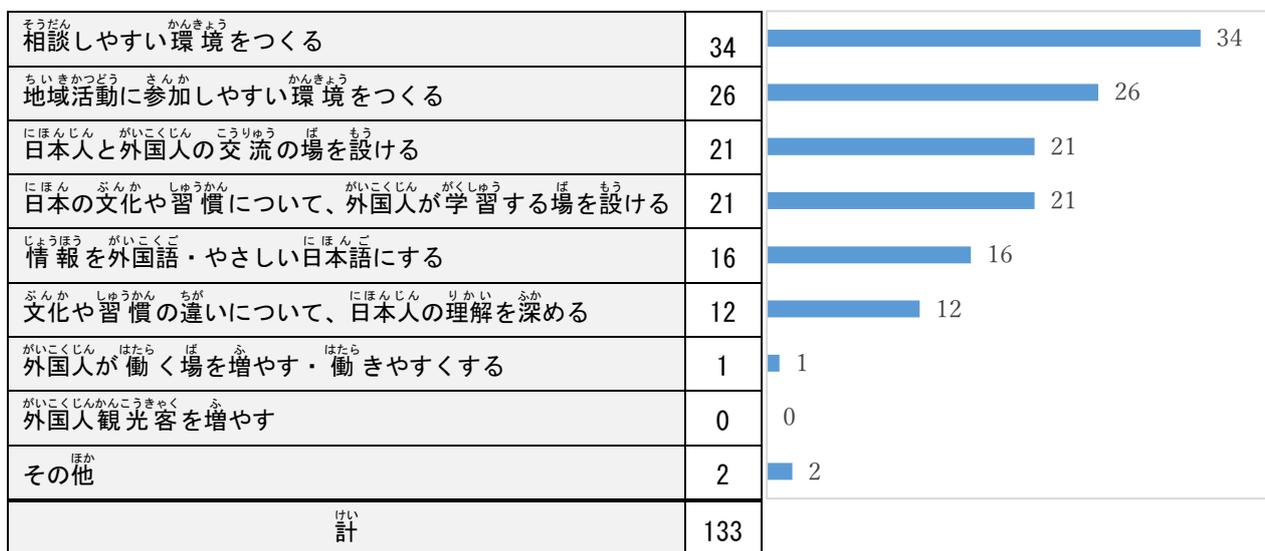
問5 地域で日本人と外国人が安心して生活するために、日本人は何をすべきだと思いますか。(〇は3つまで)



【その他】

- ・行政が特定の日に地域交流を設定し、環境をつくる
- ・地域行事などに顔を出してくれれば、会話できる。
- ・生活のルールを定期的に教える
- ・お互いの文化・習慣を理解し合う事が重要と思う。
- ・「外国人だから…」ではなく、日本人と同様に接する意識をもつ

問6 地域で日本人と外国人が互いに仲良く生活するために、行政はどのような取組力を入れるべきだと思いますか。(〇は3つまで)



【その他】

- ・困っている外国人が居たら、まずは区長に相談してほしい。
- ・雇用主教育（雇用主が率先して教育できるしくみ作りが必要）

問7 多文化共生のまちづくりに関して、ご意見などありましたら、ご自由にお書きください。(一部抜粋)

<p>区のイベントや通常の区事業や区の中に入れてもらいたい。また、費用(区費)の集金が難しいので、参加していない人が多い。</p>
<p>私達は外国人と仲良くしたいと願っています。かきねを作るつもりもありません。互いに声を掛け合って生活したいものです。</p>
<p>地域の次から外国人への声かけから始めたらいいと思う。現在はほとんどいない。近所の人があいさつする程度。</p>
<p>外国人の住民登録を受付時に一般論(文化や習慣、トラブル事例など)を説明してもらう又、担当職員の配置を望む。</p>
<p>市が外国人就労者・研修生、留学生との交流の場を作り、文化や生活習慣の違いをお互いの多文化の理解を深めるよう努める。</p>
<ul style="list-style-type: none">・生活面…ごみ出しルール、分別は守る、ポイ捨て禁止(最低ルール)・日本語がよく理解できる人(長期居住者など)をリーダーに迎え、日本の文化習慣を伝えてもらう。定期的に学習の場を設けてあげる。
<ol style="list-style-type: none">1. 外国人が困っていること、のぞんでいることなどヒアリング&アンケートの実施→地域として出来ること探し2. 出合いを大切にす小郡への仕組みづくり、発信
<p>広報紙などに町で活躍している外国人の方や、外国人をサポートしている市民のトピックスなどを掲載(連載)したらどうでしょうか。</p>

2 関係機関からの意見聴取

■市内日本語学校 2021（令和3）年9月

- ・学生には、地域できちんと挨拶をするように指導している。
- ・留学生には、法を守り、税金を払い、きちんと生活することを指導している。アルバイトはあくまでも勉強のためにしているということを忘れないよう伝えている。
- ・情報源としてSNSが挙げられる。Facebookを活用している学生が多い。
- ・留学生は、就職やアルバイトへの関心が高い。
- ・市役所からの文書は、ふりがなをつけてもらいたい。ふりがながあれば、読める学生が多い。
- ・多言語化を進めてほしい。市ホームページの生活に関するページだけでも、ベトナム語、ネパール語を含めた多言語化はできないか。
- ・外国人にも課題はあるが、日本人の対応に問題を感じる場面がある。

■おごおり国際交流協会 2021（令和3）年9月

- ・地域との交流を望む人が多いので、これからさらに広めることが大切だと思う。
- ・コロナ禍で日本語学校との交流が少なくなり残念だが、継続して交流を続けたい。
- ・技能実習生（農業）とは毎日のように朝夕あいさつを交わしているが、雇い主が地域交流に対して、どのような思いを持っているのかわからないので知りたい。
- ・留学生が多い校区とそれ以外の校区でニーズが異なると思う。
- ・各担当部署でのプランの具現化、実践を期待している。

3 ざいりゅうしかくいちらん 在留資格一覧

ほうむしょう しゅつにゆうこくざいりゅうかんりちよう
法務省 出入国在留管理庁(2021(令和3)年8月現在)

れいわ ねん がつげんざい
令和3年8月現在

ざいりゅうしかく 在留資格	にほん おこな かつどう 日本において行うことができる活動	がいとうれい 該当例	ざいりゅうまかん 在留期間
がいこう 外交	にほんこくせいふ せつじゆ がいこくせいふ がいこうし せつだん も りようじきかん こうせいいん じようやく 若しくは国際慣行により外交使節と同様の特権及び免除を受ける者又はこれらのもの とういつ せたい ぞく かぞく こうせいいん かつどう 者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動	がいこくせいふ たいし 外国政府の大使、 こうし そうりようじ たいひようだん 公使、総領事、代表団 こうせいいんなどおよ 構成員等及びその家族	がいこうかつどう 外交活動の まかん 期間
こうよう 公用	にほんこくせいふ しょうにん がいこくせいふ も こうさいきかん こうむ じゅうじ ものまた 日本国政府の承認した外国政府若しくは国際機関の公務に従事する者又はそのもの とういつ せたい ぞく かぞく こうせいいん かつどう (ひよう がいこう こう かけ る活動を除く。)	がいこくせいふ たいしかん 外国政府の大使館・ りようじかなん しょくいん こうさい 領事館の職員、国際 まかんなど おおやけ しようむ 機関等から 公の用務 はけん ものとうおよ で派遣される者等及び その家族	ねん ねん 5年、3年、1 ねん 3つき 年、3月、30 にちまた にち 日又は15日
きょうじゆ 教授	ほんぽう だいがく も しゅん つかんまた こうとうせんもんがっこう けんきゆう けんきゆう 本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究、研究の しどうまた きょういく かつどう 指導又は教育をする活動	だいがくきょうじゆなど 大学教授等	ねん ねん 5年、3年、1 ねんまた 3つき 年又は3月
げいじゆつ 芸術	しゅうにゆう ともしな おんがく びじゆつ ぶんがく た げいじゆつじよう かつどう ひよう こうぎよう こう かけ 収入を伴う音楽、美術、文学その他の芸術上の活動(この表の興行の項に掲 げる活動を除く。)	なつきよか が か ちよじゆつか 作曲家、画家、著述家 など 等	ねん ねん 5年、3年、1 ねんまた 3つき 年又は3月
しゅうきよう 宗教	がいこく しゅうきようだんたい ほんぽう はけん しゅうきようか おこな ふきよう た しゅうきようじよう 外国の宗教団体により本邦に派遣された宗教家の 行う布教その他の宗教上の かつどう 活動	がいこく しゅうきようだんたいから 外国の宗教団体から はけん せんきょうしなど 派遣される宣教師等	ねん ねん 5年、3年、1 ねんまた 3つき 年又は3月
ほうどう 報道	がいこく ほうどうまかん けいやく もと おこな しゅざい た ほうどうじよう かつどう 外国の報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報道上の活動	がいこく ほうどうまかん 外国の報道機関の きしや かめらまん 記者、カメラマン	ねん ねん 5年、3年、1 ねんまた 3つき 年又は3月
こうどうせんもんしよく 高度専門職	ごう 1号 こうどう せんもんてき のうりよく ゆう じんざい ほうむしやうれい さだめ きてきま てもう するものが 高度の専門的な能力を有する人材として法務省令で定める基準に適合する者が おこな つぎ い は ほうむだいじん かつどう 行う次のイからハまでのいずれかに該当する活動であって、我が国の学術研究 また けいざい ほうつん こと また 又は経済の発展に寄与することが見込まれるもの い ほうむだいじん してい ほんぽう こうし まかん けいやく もと けんきゆう けんきゆう イ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の しどうも きょういく かつどうまた とうがいかつどう あわ とうがいかつどう かんれん じぎょう 指導若しくは教育をする活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を みづか けいざい も とうがいまかん いがい ほんぽう こうし まかん けいやく もと 自ら経営し若しくは当該機関以外の本邦の公私の機関との契約に基づいて けんきゆう けんきゆう しどうも きょういく かつどう 研究、研究の指導若しくは教育をする活動 ろ ほうむだいじん してい ほんぽう こうし まかん けいやく もと しげんか がくも ロ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて自然科学若しく じんぶんかがく ぶんや ぞく ちしきも ぎじゆつ よう ぎょうむ じゅうじ かつどうまた は人文科学の分野に属する知識若しくは技術を要する業務に従事する活動又は とうがいかつどう あわ とうがいかつどう かんれん じぎょう みづか けいざい かつどう 当該活動と併せて当該活動と関連する事業を 自ら経営する活動 は ほうむだいじん してい ほんぽう こうし まかん ほうえき た じぎょう けいざい ハ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関において貿易その他の事業の経営を おこな も とうがいじぎょう かんり じゅうじ かつどうまた とうがいかつどう あわ とうがいかつどう 行い若しくは当該事業の管理に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と かんれん じぎょう みづか けいざい かつどう 関連する事業を 自ら経営する活動	ぼいんとせい ポイント制による高度 じんざい 人材	ねん 5年

在留資格	日本において行うことができる活動	該当例	在留期間
高度専門職	<p>2号</p> <p>1号に掲げる活動を行った者であって、その在留が我が国の利益に資するものとして法務省令で定める基準に適合するものを行う次に掲げる活動</p> <p>イ 本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導又は教育をする活動</p> <p>ロ 本邦の公私の機関との契約に基づいて自然科学又は人文科学の分野に属する知識又は技術を要する業務に従事する活動</p> <p>ハ 本邦の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動</p> <p>ニ 2号イからハまでのいずれかの活動と併せて行うこの表の教授、芸術、宗教、報道、法律・会計業務、医療、教育、技術・人文知識・国際業務、介護、興行、技能、特定技能2号の項に掲げる活動(2号イからハまでのいずれかに該当する活動を除く。)</p>	ポイント制による高度人材	無期限
経営・管理	本邦において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動(この表の法律・会計業務の項に掲げる資格を有しなければ法律上行うことができないこととされている事業の経営又は管理に従事する活動を除く。)	企業等の経営者・管理者	5年、3年、1年、6月、4月又は3月
法律・会計業務	がいくほうじむ べんごし がいくこうにんかいけいし たほりつじょうしかく ゆう もの おこな とされている法律又は会計に係る業務に従事する活動	べんごし こうにかいけいしなど 弁護士、公認会計士等	5年、3年、1年又は3月
医療	いし し かい し たほりつじょうしかく ゆう もの おこな いりょう かか る業務に従事する活動	いし し かい し かんごし 医師、歯科医師、看護師	5年、3年、1年又は3月
研究	本邦の公私の機関との契約に基づいて研究を行う業務に従事する活動(この表の教授の項に掲げる活動を除く。)	せいふかんけいきかん しきぎょうなど の研究者	5年、3年、1年又は3月
教育	ほんぽう しょうがっこう ちゅうがっこう ぎむ きょういくがっこう こうとうがっこう ちゅうとうきょういくがっこう とくべつしえん がっこう せんしゅうがっこうまた かくしゆがっこう も せつびおよ へんせい かん じゆん 学校、専修学校又は各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動	ちゅうがっこう こうとうがっこうがっこう がく 中学校・高等学校等の語学 教師等	5年、3年、1年又は3月
技術・人文知識・国際業務	ほんぽう こうし きかん けいやく もと おこな りがく こうがく その他の自然科学の分野若しくは法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動(この表の教授、芸術、報道の項に掲げる活動、この表の経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、企業内転勤、介護、興行の項に掲げる活動を除く。)	きかいこうがくとう ぎじゆつじや 機械工学等の技術者、 通訳、デザイナー、私企業 の語学教師、マーケティング 業務従事者等	5年、3年、1年又は3月
企業内転勤	ほんぽう ほんてん してん た じぎょうしょ こうし きかん がいく 本邦に本店、支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が本邦にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において行うこの表の技術・人文知識・国際業務の項に掲げる活動	がいく じぎょうしょ からの てんきんじや 外国の事業所からの転勤者	5年、3年、1年又は3月

在留資格	日本において行うことができる活動	該当例	在留期間
介護	本邦の公私の機関との契約に基づいて介護福祉士の資格を有する者が介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動	介護福祉士	5年、3年、1年又は3月
興行	演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動(この表の経営・管理の項に掲げる活動を除く。)	俳優、歌手、ダンサー、プロスポーツ選手等	3年、1年、6月、3月又は15日
技能	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等	5年、3年、1年又は3月
特定技能	1号 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約(入管法第2条の5第1項から第4項までの規定に適合するものに限る。次号において同じ。)に基づいて行う特定産業分野(人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野として法務省令で定めるものをいう。同号において同じ。)であって法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動	特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を要する技能を要する業務に従事する外国人	1年、6月又は4月
	2号 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約に基づいて行う特定産業分野であって法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める熟練した技能を要する業務に従事する活動	特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人	3年、1年又は6月
技能実習	1号 イ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画(第一号企業単独型技能実習に係るものに限る。)に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動 ロ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画(第一号団体監理型技能実習に係るものに限る。)に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動	技能実習生	法務大臣が個々に指定する期間(1年を超えない範囲)
	2号 イ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画(第二号企業単独型技能実習に係るものに限る。)に基づいて技能等を要する業務に従事する活動 ロ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画(第二号団体監理型技能実習に係るものに限る。)に基づいて技能等を要する業務に従事する活動		法務大臣が個々に指定する期間(2年を超えない範囲)
	3号 イ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画(第三号企業単独型技能実習に係るものに限る。)に基づいて技能等を要する業務に従事する活動 ロ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画(第三号団体監理型技能実習に係るものに限る。)に基づいて技能等を要する業務に従事する活動		法務大臣が個々に指定する期間(2年を超えない範囲)

在留資格	日本において行うことができる活動	該当例	在留期間
文化活動	収入を伴わない学術上若しくは芸術上の活動又は我が国特有の文化若しくは芸芸について専門的な研究を行い若しくは専門家の指導を受けてこれを修得する活動(この表の留学、研修の項に掲げる活動を除く。)	日本文化の研究者等	3年、1年、6月又は3月
短期滞在	本邦に短期間滞在して行う観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習又は会合への参加、業務連絡その他これらに類似する活動	観光客、会議参加者等	90日若しくは30日又は15日以内の日を単位とする期間
留学	本邦の大学、高等専門学校、高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)若しくは特別支援学校の高等部、中学校(義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。)	大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中学校及び小学校等の学生・生徒	法務大臣が個々に指定する期間(4年3月を超えない範囲)
研修	本邦の公私の機関により受け入れられて行う技能等の修得をする活動(この表の技能実習1号、この表の留学の項に掲げる活動を除く。)	研修生	1年、6月又は3月
家族滞在	この表の教授、芸術、宗教、報道、高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、介護、興行、技能、特定技能2号、文化活動又は留学の在留資格をもって在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動	在留外国人が扶養する配偶者・子	法務大臣が個々に指定する期間(5年を超えない範囲)
特定活動	法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動	外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等	5年、3年、1年、6月、3月又は法務大臣が個々に指定する期間(5年を超えない範囲)

在留資格	日本において有する身分又は地位	該当例	在留期間
永住者	法務大臣が永住を認める者	法務大臣から永住の許可を受けた者(入管特例法の「特別永住者」を除く。)	無期限
日本人の配偶者等	日本人の配偶者若しくは特別養子又は日本人の子として出生した者	日本人の配偶者・子・特別養子	5年、3年、1年又は6月
永住者の配偶者等	永住者等の配偶者又は永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者	永住者・特別永住者の配偶者及び本邦で出生し引き続き在留している子	5年、3年、1年又は6月
特定居住者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者	第三国定住難民、日系3世、中国残留邦人等	5年、3年、1年、6月又は法務大臣が個々に指定する期間(5年を超えない範囲)